

公立学校共済組合員等資格取得関係提出書類一覧表（短期組合員の場合）（○印→必ず提出 △印→該当者のみ提出 ×印→提出不要）

提出書類区分	①新規資格取得者	②他支部からの異動者 ※当支部以外の他支部からの異動 (転入) (公立学校共済組合宮城支 部等、他支部からの転入)	③下記共済組合からの転入者 ・地方職員共済組合(知事部局等か らの転入者) ・文部科学省共済組合 ・市町村職員共済組合 ・警察共済組合福島県支部 ・その他の共済組合
1 組合員(会員)資格取得届書(2024.12版) ※短期組合員は、年金加入期間等報告書の提出は 不要です。	○	○	○
2 個人番号記入様式	○	○	○
3 辞令等、勤務時間・任期等が記載された採用 に係る正式な書類の写し ※会計年度任用職員は、辞令と併せて勤務計画 表も添付してください。	○	○	○
4 任用見込申出書(注1)	△	△	△
5 東邦銀行本・支店口座通帳又はスマホ通帳画 面のコピー(注2)	○	○	○
6 被扶養者認定申告書(各種添付書類が必要)	△	△(注3)	△(注3)
7 国民年金第3号被保険者関係届(注4)	△	△	△

(注1) 当初の任用期間が2か月以内であるが、これを超えて引き続き任用される見込みがある場合のみ提出してください。

(注2) 東邦銀行本・支店問いません。口座の開設に時間がかかる場合には、先に通帳等写し以外の書類を提出し、後日通帳等写しを提出することとしてもかまいません。後日提出する場合は、通帳等写しの余白に所属コード、職員番号及び氏名を明記してください。

(注3) 他支部又は他共済組合から転入した組合員等について、引き続き被扶養者(扶養手当なし)として認定を受けようとする者がいる場合、被扶養者認定申告書に他支部又は他共済組合において交付された「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」又は「組合員原票(台帳又は現況表)の写し」を添付して提出することとし、原則として他の添付書類の提出は不要とします。ただし、被扶養者としての要件を満たしていない者は申請できません。

(注4) 20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定する場合に提出してください。

※ 必要書類(短期組合員資格取得の場合、上記1～4の書類)が不足している場合、組合員登録はできません。(マイナ保険証の登録又は資格確認書の発行はできません。)添付漏れにご注意ください。特に、3の辞令等、勤務計画表の漏れが例年多発しています。